**農政部所管工事適用**

**農業農村整備事業等工事検査方法書**

**北 海 道 農 政 部**

**令和４年１月**

**北海道農政部農業土木関係請負工事検査方法書**

（総則）

第１条　北海道農政部が所掌する農業土木関係請負工事の検査の方法は、北海道請負工事検査要領（昭和４６年８月６日付け局総第３７３号副出納長通達「北海道請負工事検査要領の制定について」。以下「要領」という。）第６の２項の規定により、この方法書の定めるところによるものとする。

（検査の種類及び目的）

第２条　検査の種類は、要領第２で定められているもののほか、部分使用検査、契約不適合修補工事完了検査を加えたものとし、その目的については次の各号によるものとする。

（１）工事完成検査、でき形部分等検査及び指定部分検査（以下「完成検査」という。）

工事目的物が設計図書に定められたでき形や品質等が確保されていることを確認するために行う検査で、原則として、受注者から工事目的物の引渡しを受け請負代金を支払う。

（２）跡請保証部分検査及び跡請保証部分修補工事完了検査

跡請保証部分が設計図書に定められたでき形や品質が確保されていることを確認するために行う検査で、跡請保証金を返還する。

（３）中間検査

工事実施状況、でき形及び品質等について、契約が適正に履行されていることを確認するために行う検査で、工事の手戻りを防ぎ技術的指導による技術水準の向上及び工事完成検査の効率化を図る。

対象工事、実施時期については、中間検査実施基準による。

なお、中間検査で確認したでき形部分については、施工状況から再度の確認が必要な場合を除き完成検査時の確認を省略することができる。

（４）部分使用検査

工事途中において、支出負担行為担当者が工事目的物の全部又は一部を使用する必要が生じた場合に、使用目的に適合する品質、でき形を確認するために行う検査で、受注者と部分使用にかかる部分の承諾について認識の相違がないよう確認事項を書面化する。

（５）契約不適合修補工事完了検査

工事完成後に契約不適合が発見され、その修補工事の完了を確認するために行う検査で、被修補請求者と受渡書の取り交わしを行う。

（検査の立会）

第３条　検査員は、検査にあたって必要に応じ、当該工事に係る工事監督員の立会いを求めることができる。

（検査の準備）

第４条　検査員は、検査にあたって工事監督員及び受注者に対し、必要な測定要員、用具及び関係資料をあらかじめ準備させるものとする。

（検査の内容）

第５条　検査は、当該工事の出来高を対象として、原則として現地で行うものとし、設計図書に基づき工事の実施状況、でき形、品質及び出来ばえについて合否の判定を行うものとする。

２　検査員は、検査にあたり必要と認めるときは、工事監督員または受注者に対して、施工状況、施工資料について事実の説明を求めることができる。

（工事実施状況の検査）

第６条　検査員は、工事目的物が適正な施工管理のもとで施工されたか否かを確認するため、工事実施状況の検査を行うものとする。検査にあたっては、別表１に掲げる事項に留意して行い、各種の記録（写真及び施工管理記録等）により確認する。

（工事のでき形及び品質の検査）

第７条　検査員は、工事目的物が使用目的を満足するよう定められた規格値内に収まっているか否かを確認するために、工事のでき形及び品質の検査を行うものとする。検査にあたっては工種別検査基準（別表第２）に基づき行い、各種の記録（写真及び施工管理記録等）と設計図書を対比して合否を判定する。ただし、設計よりでき形が過大であっても、関連する工事又は効用上支障がないと認めるときは、合格とする。

（出来ばえの検査）

第８条　検査員は、工事目的物が美観的に優れ機能的に仕上がっているか否か、出来ばえの検査を行うものとする。検査にあたっては、仕上がり面、とおり、すり付け等のほか、色、艶などの全般的な外観とともに、機能面についても目視、観察により確認する。

（破壊検査）

第９条　検査員は、外部からの観察、出来形図、品質管理の状況を示す資料、写真等により工事目的物のでき形及び品質の適否を判断することが困難な場合は、必要に応じて当該目的物を最小限度破壊、若しくは分解、又は試験により検査を行うものとする。

（工事検査報告書）

第１０条　検査員は、工事検査報告書（別記様式－１）に当該検査の確認事項、特筆すべき事項を記載し、支出負担行為担当者に、速やかに提出するものとする。

（検査合格の取扱い）

第１１条　当該工事目的物が検査に合格した場合の取扱いは、次の各号によるものとする。

（１）完成検査、跡請保証部分検査及び跡請保証部分修補工事完了検査は要領第７によるものとする。

（２）中間検査

検査員は、中間検査報告書（別記様式－２）に当該検査の確認事項、指導事項を記載し、支出負担行為担当者に提出するものとする。

（３）部分使用検査

検査員は、部分使用検査報告書（別記様式－３）に部分使用にかかる部分の確認事項を記載し、部分使用確認書（別記様式－４）を現場代理人と取り交わし、これを支出負担行為担当者に提出するものとする。ただし、面工事に伴う受益農家の部分使用においては「面工事に伴う受益農家の部分使用に係る事務取扱いについて」によるものとする。

（４）契約不適合修補工事完了検査

検査員は、契約不適合修補工事検査報告書（別記様式－５）に当該検査の確認事項を記載し、修補請求者に提出するとともに被修補請求者と受渡書の取り交わしを行う。

（検査不合格の取扱い）

第１２条　当該工事目的物が検査に合格しない場合の取扱いは、次の各号によるものとする。

（１）完成検査、跡請保証部分検査及び跡請保証部分修補工事完了検査は要領第７によるものとする。

（２）中間検査

検査員は、中間検査の結果、当該工事の実施状況、でき形及び品質について設計図書との不適合を確認した場合は、工事監督員に改善内容を指示するとともに、中間検査報告書にその旨を記載し、支出負担行為担当者に提出するものとする。

（３）部分使用検査

検査員は、部分使用検査の結果、当該使用部分のでき形及び品質について設計図書との不適合を確認した場合は、工事監督員に改善内容を指示するとともに、部分使用検査報告書にその旨を記載し、支出負担行為担当者に提出するものとする。

（４）契約不適合修補工事完了検査

検査員は、契約不適合修補工事完了検査の結果、合格しない場合は、契約不適合修補工事検査報告書にその旨を記載し、修補請求者に提出するものとする。

（検査の中止）

第１３条　検査員は、検査の実施にあたり次の各号のいずれかに該当するときは検査を中止し、直ちに支出負担行為担当者に報告してその指示を受けなければならない。

（１）受注者若しくは現場代理人又はその他の使用人が検査の実施を妨害したとき

（２）前号の他、検査の実施が困難となったとき

（緊急措置）

第１４条　検査員は、検査にあたりその措置に急を要するものがあるときは、直ちに必要な措置を受注者に指示するとともに、速やかにその旨を支出負担行為担当者に報告しなければならない。

（工事施行成績の評定）

第１５条　検査員は、工事が完成検査に合格した場合及び中間検査が終了した後、北海道請負工事施行成績評定要領（平成１０年２月１８日付け建情第６８６号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「北海道請負工事施行成績評定要領の制定について」）に基づき評定を行い、工事施行成績評定表を支出負担行為担当者に提出しなければならない。

（建築工事における検査）

第１６条　北海道農政部が所掌する建築工事の検査方法については、北海道建設部営繕工事検査方法書に基づき実施することとする。

（その他）

第１７条　この方法書は公表するものとし、その方法等については、「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について」（平成１３年３月２９日付け建情第２３２８号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）の例によるものとする。

別表１

**工事実施状況の検査留意事項**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 関係書類 | 留意事項 |
| １ | 設計図書の履行状況 | 施工計画書その他関係書類 | ・施工計画書の提出時期 ・現場条件又は計画内容の変更に伴う協議状況・工事カルテ（コリンズ）への登録 |
| ２ | 施工体制状況 | 施工計画書 | ・作業分担と責任の範囲・施工体制台帳及び施工体系図の整備 |
| ３ | 工事施工状況 | 契約図書施工計画書その他関係書類 | ・設計図書の照査の実施・施工計画書に則った施工方法・段階確認の適切な実施・文書による改善指示又は改造請求の有無 |
| ４ | 建設副産物及び建設廃棄物 | 施工計画書その他関係書類 | ・建設副産物の適正処理及びリサイクルへの取り組み |
| ５ | 施工管理状況 | 施工計画書その他関係書類 | ・社内検査体制及び品質管理体制・関係書類及び資料整理状況 |
| ６ | 工事材料・支給品及び貸与品 | 材料検査資料支給及び貸与に関する書類 | ・工事材料の検査状況・支給、受領、使用、保管及び返納の処理状況 |
| ７ | 現場発生品 | 発生材報告書等 | ・発生品の処理状況 |

※１留意事項は「工事成績評定基準」工事成績採点の考査項目別運用表様式－５Ｋ①の関連項目。

※２「工事成績評定基準」第1通則に基づき、工事監督員が確認する施工プロセスチェックの結果

について確認する。

**中間検査実施基準**

**（目的）**

第１　この実施基準は、重要構造物工事等で、完成検査時に不可視となる部分や施工中の各段階確認における施工状況、でき形及び品質等について、契約が適正に履行されていることを確認することにより、工事の手戻りを防ぎ、技術的指導による技術水準の向上及び工事完成検査の効率化を図ることを目的とする。
　また、監督体制強化を実施する工事について、工事の適正かつ効率的な施工の確保を図るため、品質及び契約の適正な履行を確認するとともに、技術水準の向上に資することを目的とし、北海道請負工事検査要領（昭和４６年８月６日付け局総第３７３号副出納長通達）及び北海道農政部農業土木関係請負工事検査方法書に基づく、中間検査の実施に必要な事項を定める。

**（対象工事）**

第２　中間検査の対象工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）当初契約金額７千万円以上かつ工期が６ヶ月以上の工事のうち、構造物に欠陥があることで重大な管理上の契約不適合が予想される、又は手戻りが発生すると事業目的に大きな影響を与える重要構造物で、施工部分が水中又は地中に没する等により、完了検査時に行うでき形、品質の確認が著しく困難と予想される工事。
　ただし、面工事（区画整理、草地整備、暗渠排水、客土等）の場合は除くものとする。
　なお、別添２「中間検査実施基準の運用について」を参考に決定するものとする。

（２）監督体制強化を実施する工事。ただし、面工事（区画整理、草地整備、暗渠排水、客土等）の場合は除くものとする。
　なお、「別添３の監督体制強化工事における中間検査実施基準の運用について」を参考に決定するものとする。

（３）支出負担行為担当者が必要と認めた工事

**（実施時期の指定）**

第３　中間検査の実施時期は、原則として、特記仕様書で指定するものとする。

　２　前項の他、中間検査が必要と認められる場合は、工事監督員は支出負担行為担当者に検査の実施について上申できるものとする。

（検査の実施）

第４　受注者は、中間検査実施可能日について、その１４日前までに工事監督員に報告するものとする。

　２　工事監督員は、受注者からの報告後、速やかに支出負担行為担当者に中間検査上申書（別記様式－６）を提出するものとする。

　３　支出負担行為担当者は、工事監督員からの上申に基づき、検査員を指定し通知する。

４　検査員は、中間検査可能日以降速やかに検査を実施するものとする。

**（関係資料の準備）**

第５　工事監督員及び受注者は、検査に際して次に掲げる関係資料を準備するものとする。（１）契約図書（契約書、設計図書）

（２）施工計画書

（３）工事施工協議簿

（４）立会・段階確認資料

（５）中間検査時での試験成績表、搬入主要資材検収整理簿、品質管理図表、社内検査結果

（６）中間検査時での測定結果一覧表、出来形管理図

（７）中間検査時での出来形図

（８）工事写真

（９）その他資料（支給材料等）

**（でき形部分等検査との関係）**

第６　中間検査の内容ができ形部分等検査に含まれる場合は、中間検査を省略することができるものとする。

**（中間検査の「でき形部分等」の請負代金の支払いについて）**

第７　中間検査は検査日までに完成したでき形部分については、技術的確認は行うが「でき形部分等」に相当する請負代金の支払い対象とはしない。

**（その他）**

第８　この基準は公表するものとし、その方法については「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について」（平成１３年３月２９日付け建情第2328号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）の例によるものとする。

別添２

**中間検査実施基準の運用について**

（対象工事個別事例）

対象工事及び実施時期については、次表を参考とするものとする。

なお、中間検査の対象工事が分割施工で繰り返し行われることが想定される場合には、最初の工程を中間検査の対象とし、技術的指導に基づき施工管理及び品質管理方法を確立し、それ以降は工事監督員の段階確認を活用する等、効率的に対応するものとする。

また、監督体制強化を実施する工事と重複する場合においては、検査を兼ねることができるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工　事 | 内　容 | 実施時期 |
| コンクリート工事 | 現場打ちで行うコンクリート構造物の躯体（函渠工、擁壁等） | 躯体完了時 |
| 橋梁工事 | ア）同一工事で、下部工と上部工を施工する場合イ）桁製作から架設までを行う橋梁上部工 | 下部工完了時床版工完成時、ポステン桁の完成時、場所打ちコンクリート床版の完成時 |
| 鋼橋製作架設及び施設機械工事 | 同一工事で、工場製作から設置までを行う場合 | 鋼橋・水門橋・水門扉・可動堰・防雪柵等、製作工場における製作及び仮組の完了した時 、現場据付時 |
| 道路工事 | 同一工事で、路盤工と舗装工を施工する場合 | 路盤工完了時 |
| 本体工事 | 同一工事で、ケーソン、鋼製函の本体工製作と据付を行う場合 | ケーソン、鋼製函据付前 |
| トンネル工事(シールド工事を含む) | 同一工事で、掘削と覆工コンクリートを施工する場合 | 覆工コンクリート打設前 |
| 基礎工事 | 重要構造物の基礎工 | 基礎工完了時 |
| その他（上記以外の工事） | ア）事業担当課が別途指定する工事 | 適宜 |

別添３

**監督体制強化における中間検査実施基準の運用について**

（対象工事個別事例）

監督体制強化を実施する工事については、次表を参考とするものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 工　事 | 内　容 |
| 道路工事 | ・橋梁下部工の基礎工完了時又はコンクリート打設一部完了時・舗装工の路盤が１／２程度完了時又は完了時・橋梁上部工（鋼橋）の架設作業の初期段階又は仮組立時・橋梁上部工(コンクリート橋)の架設作業の初期段階又はコンクリート打設一部完了時 |
| 水路工事 | ・主要工種の施工が１／３～１／２程度完了時 |
| 河川及び排水路工事 | ・主要工種の施工が１／３～１／２程度完了時 |
| 管水路工事 | ・主要工種の施工が１／３～１／２程度完了時 |
| 畑かん施設工事 | ・主要工種の施工が１／３～１／２程度完了時 |
| 海岸工事 | ・基礎工完了時又は主要工種の施工が１／３～１／２程度完了時 |
| 施設機械工事 | ・工場製作完了時（仮組立時含む）、現場据付時（据付基礎金物の取付時点、接合後等） |
| 電気・通信設備工事 | ・工場製作完了時（性能試験時含む）、現場据付時 |
| その他（上記以外の工事） | ・多工種にわたる工事については、主たる工種の項目で実施・構造物の基礎工完了時・鉄筋組立完了時・構造物の埋戻前・変化点が明瞭でない工事については、主要工種の施工が１／３～１／２程度完了時 |

別記様式－１（検査）

工 事 検 査 報 告 書

　　年　　月　　日

（支出負担行為担当者）　　様

所　属

検査員　　職氏名

工事番号

工 事 名

上記建設工事に係る工事検査について、検査の結果、次のとおり確認したので報告します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受 注 者 |  | 契約工期（当初） | 　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日 |
| 請負金額 | 円（当初） | （最終） | 　　年　　月　　日 |
| 円（最終） | 検査年月日 | 　　年　　月　　日 |
| 検査員所見 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| その他特記事項 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

注　検査員所見は、確認事項や特記すべき事項を記載すること。

別記様式－２（検査）

中 間 検 査 報 告 書

（第　 　回）

　　年　　月　　日

（支出負担行為担当者）　　様

所　属

検査員　　職氏名

工事番号

工 事 名

上記建設工事に係る中間検査について、検査の結果、次のとおり確認したので報告します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受 注 者 |  | 契約工期（当初） | 　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日 |
| 請負金額 | 円（当初） | 検査年月日 | 　　年　　月　　日 |
| 検査員所見 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| その他特記事項 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

注　検査員所見は、確認事項や特記すべき事項を記載すること。

別記様式－３（検査）

部 分 使 用 検 査 報 告 書

　　年　　月　　日

（支出負担行為担当者）　　様

所　属

検査員　　職氏名

工事番号

工 事 名

上記建設工事に係る部分使用検査について、検査の結果、次のとおり確認したので報告します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受 注 者 |  | 契約工期（当初） | 　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日 |
| 請負金額 | 円（当初） | 検査年月日 | 　　年　　月　　日 |
| 検査員所見 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| その他特記事項 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

注　検査員所見は、確認事項や特記すべき事項を記載すること。

別記様式－４（検査）

|  |
| --- |
| 部 分 使 用 確 認 書工 事 名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　上記建設工事の部分使用に係る部分について、検査の結果、使用目的に適合することを確認　した。　　　　　　年　　月　　日検査員　職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　現場代理人氏名　　　　　　　　　　　　　　　　 |

別記様式－５（検査）

契 約 不 適 合 修 補 工 事 検 査 報 告 書

　　年　　月　　日

　集補請求者

（支出負担行為担当者）　　様

所　属

検査員　　職氏名

工事箇所

(工事名)

上記契約不適合修補工事完了に係る検査について、検査の結果、次のとおり確認したので報告します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 被修補請求者 |  | 検査年月日 | 　　年　　月　　日 |
| 検査員所見 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

注　検査員所見は、実測内容や特筆すべき事項を検査項目別に記載すること。

別記様式－６（検査）

中　間　検　査　上　申　書

（第　 　回）

　　　年　　月　　日

（支出負担行為担当者）　　様

所　属

主任監督員　　職氏名

監 督 員 　　職氏名

(工事番号)

 工 事 名

上記建設工事について、次に示す箇所の中間検査を上申します。

|  |  |
| --- | --- |
| 受 注 者 |  |
| 現 工 期 | 着　工 | 　　年　　月　　日 | 完　成 | 　　年　　月　　日 |
| 現請負金額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 中間検査箇所及び内容 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| 検査実施可能日 | 　　年　　月　　日　　　以降 |

注　「検査箇所及び内容」欄については、できるだけ詳細に記載すること。

　　なお、中間検査の実施に係る特記仕様書を添付することで記載を簡略化できる。